

出産育児一時金の直接支払制度 合意確認書

出産をすると、保険者（健保組合または市区町村）より一児につき出産育児一時金 50 万円が支給されます。この一時金を保険者が出産した医療機関に直接支払うことを、出産育児一時金の直接支払制度といいます。当院は、分娩予約金 10 万円を申し受けています。

出産オリエンテーションにて合意確認書欄に必要事項を記入し、当院の押印を受けた上で、ご自身で保管してください。

患者様に代わり当院が保険者へ一時金の請求手続きを行い 50 万円の支給を受けます。

退院時に、出産育児一時金 50 万円と分娩予約金 10 万円の合計 60 万円を出産費用に充当し出産費用が 60 万円未満の時は差額を返金し、越えた場合は差額を申し受けます。

注意事項

① 直接支払制度の合意確認書の再発行には、実費 3,300 円（税込）を申し受けます。

② 本合意確認書作成後に保険証が変更になった場合は、合意確認書の再作成が必要です。合意確認書再作成の際は、変更後の保険証とすでに作成した合意確認書をご提示ください。

※ 退職後に保険証の変更があった方でも、一定の条件を満たした場合、在職時に加入していた健康保険から一時金の支給を受けることができます。その際は退職時に交付されている資格喪失証明書の提示が必要です（詳細は以前の勤務先にお問い合わせください）。

合意確認書欄：

保険者から支給される出産育児一時金について、直接支払制度を利用します。

入院申込日：20 年 月 日

保険者名称(組合)：

被保険者名(世帯主)：

受診者名(妊産婦)：

病院使用欄：

出産予定日：20 年 月 日

直接支払制度の利用：あり・なし



ARTEMIS WOMEN'S HOSPITAL

〒203-0054 東京都東久留米市中央町1-1-20 TEL 042-472-6111